

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例案要綱

1 制定の理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項に定めるもののほか、同法第24条および第28条第1項に規定する調査に関する事項を調査審議する滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を設置することとするため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として滋賀県立学校いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第14条第3項に定めるもののほか、法第24条の調査および第28条第1項の調査に関する事項を調査審議することとします。（第2条関係）
- (3) 委員会は、委員5人以内で組織することとし、委員は法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命することとします。（第3条関係）
- (4) 委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととします。（第4条関係）
- (5) 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとし、臨時委員について必要な事項を定めることとします。（第5条関係）
- (6) 委員会に委員長を置くこととし、必要な事項を定めることとします。（第6条関係）
- (7) 委員会の会議について、必要な事項を定めることとします。（第7条関係）
- (8) 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとし、専門委員について必要な事項を定めることとします。（第8条関係）
- (9) 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことまたは関係資料等の提出を求めることができることとします。（第9条関係）
- (10) 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とすることとします。（第10条関係）
- (11) 委員会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局で処理することとします。（第11条関係）
- (12) この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めることとします。（第12条関係）
- (13) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第 14 条第 3 項に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 24 条に規定する調査に関する事項
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する調査に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(臨時委員)

第 5 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、委員会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第10条 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【参考】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（抄）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3～6 略

（学校の設置者による措置）

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2および3 略